

支給申請書兼請求書兼口座振込依頼書

黄色のセルに必要事項を入力してください。
このシートに入力された「薬局の名称」「開設者氏名」は、隣のシート（別紙様式1・別紙様式2）に自動入力されます。

滋賀県知事 殿

支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。受領する支援金については下記の口座に振り込んでください。

1. 申請者の情報

↓申請年月日を入力してください

申請年月日		2026	年	6	月	30	日
フリガナ	シガヤッキョク オオツキョウマチデン	〒 999 - 9999					
薬局の名称	滋賀薬局 大津京町店 保険医療機関コード: 2541234567	住所・所在地 滋賀県大津市京町四丁目1-1					
フリガナ	カブシキガイシャシガヤッキョク	氏名 滋賀花子					
開設者氏名	株式会社滋賀薬局	電話番号 077-528-3625					
(法人の場合は、代表者の職・氏名)	代表取締役 滋賀太郎	ファクシミリ 077-528-4859					
委任状の有無		電子メール ef0003@pref.shiga.lg.jp					

2. 支給申請額

診療所等賃上げ支援事業	支給申請額(円)	126,000
診療所等物価支援事業	支給申請額(円)	0
合計	支給申請額(円)	126,000

←【別紙様式2】に必要事項を入力すると、自動計算されます。

3. 振込口座

↓個人・法人の口座番号を記載してください。

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード	1	2	3	4	支店名	▲▲支店	支店コード	1	2	3
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	フリガナ	カブシキガイシャシガヤッキョク			
								口座名義人	株式会社滋賀薬局			

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）を記入すること。

4. 支給申請に関する誓約事項

<p>(1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。 (2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。 (3) 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。 (4) 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は都道府県から求められた場合には、これに応じます。 (5) 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。</p>

※下記に通帳の写しを貼付してください。

(必ず、口座番号および口座名義(カナ)が印字されている面)

滋賀県知事 殿

開設者 :

株式会社滋賀薬局 代表取締役
滋賀太郎

薬局の名称 :

滋賀薬局 大津京町店

診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①：令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている。

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ②：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(②、③、④の重複可)
- ③：賃金表等や給与規程等の変更時間に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(②、③、④の重複可)
- ④：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(②、③、④の重複可)
- ⑤：本事業の給付額は②～④のために支出する。
- ⑥：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ⑦：著しく偏った配分は行っていない。
- ⑧：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑨：労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載	○	×	給付額 145,000円	=	算定額 145,000円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載		×	給付額 105,000円	=	算定額 0円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載		×	給付額 70,000円	=	算定額 0円
交付額上限			賃金改善実績額 126,000円		申請額 126,000円
145,000円					

(別紙様式2) ※薬局(施設単位)の報告

事例1 (令和7年12月から賃金改善を実施)

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

黄色のセルのみ入力してください。
黄色のセルを選択すると説明が表示されます。

開設者の氏名(自動入力)

株式会社滋賀薬局 代表取締役 滋賀太郎

①: 賃金改善の総額(自動計算)

㊦ 126,000円 42,000円+84,000円=126,000円

薬局の名称(自動入力)

滋賀薬局 大津京町店

賃金改善に他の補助金等を受けた場合は、その額(直接入力)

㊧ 0円 該当あれば記入

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

○

②: 補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

㊨ 126,000円 ㊦-㊧

②≧③の判定(自動計算)

×

③: 賃上げ支援事業の支給上限額(自動計算)

㊩ 145,000円 1店舗以上5店舗以下→145,000円
6店舗以上19店舗以下→105,000円
20店舗以上→70,000円

交付確定額(自動計算)

126,000円

③-②: 減額分(千円未満切り捨て)

㊪ 19,000円 ㊩-㊨

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			賃金改善の総額	
賃金改善(全体)の内容	①対象人数※1(常勤換算数)	②月額または月額換算額※2	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	5人	4,200円	2ヶ月	6,000円	42,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	5人	4,200円	4ヶ月分		84,000円
※1「①対象人数」:当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。 ○常勤の職員の常勤換算数は、1としてください。 ○常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。)としてください。 ○「③月数の期間における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」で算出することも可能です。 (例) (4月の対象職員10名+5月の対象職員10名)÷2ヶ月=10人 ※2「②月額または月額換算額」 「③月数の期間における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」で算出することも可能です。 (例) 100,000円÷(4月の対象職員10名+5月の対象職員10名)=5,000円					
<事例1> ○対象職員 薬剤師2名+事務員3名=計5名 ○令和7年12月から令和8年5月までの賃金改善の内容 ・薬剤師: +3,000円/月 ・事務員: +5,000円/月 ○賃金改善の方法 ・令和7年12月から令和8年3月分: 4か月分を一時金で支給 ・令和8年4月から5月分: 毎月の手当で支給 ○月額または月額換算額 (薬剤師3,000円×2名+事務員5,000円×3名)÷5名=4,200円 ○令和8年6月以降の賃金改善の内容 令和7年12月より前の賃金と比較して+6,000円					
令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てる場合は、下部のシート(2.0%超過部分に充てる場合の算定シート)で金額を算定してください。(右欄は自動計算されます。)					0円 該当する場合のみ以下「2.0%超過部分に充てる場合の算定シート」で計算。

事例1

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。

政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と薬局全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

40歳未満の勤務薬剤師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は 給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	2人	3,000円	2ヶ月	6,000円		12,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き 上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事 業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算 出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	2人	3,000円	4ヶ月分			24,000円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は 給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	3人	5,000円	2ヶ月	6,000円		30,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き 上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事 業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算 出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	3人	5,000円	4ヶ月分			60,000円

事例1

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注) 以下算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額

(対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)

賃金改善の内容(※3)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額) ※4	II 対象期間(R7.12~R8.5)の賃金改善額(月額) ※5	III 対象期間の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	賃金改善の総額
令和7年度の対象職員の 基本給の引き上げ分 について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分								0円
令和7年度の対象職員の 毎月決まって支払われる手当の引き上げ分 について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分								0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

該当しない場合は記載不要

(別紙様式2) ※薬局(施設単位)の報告

事例2 (令和7年4月から賃金改善を実施)

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

黄色のセルのみ入力してください。
黄色のセルを選択すると説明が表示されます。

開設者の氏名(自動入力)

株式会社滋賀薬局 代表取締役 滋賀 太郎

①:賃金改善の総額(自動計算)

㊦ 126,000円

薬局の名称(自動入力)

滋賀薬局 大津京町店

賃金改善に他の補助金等を受けた場合は、その額(直接入力)

㊧ 0円

該当あれば記入

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価額の届出の有無

○

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

㊨ 126,000円

㊦-㊧

②≥③の判定(自動計算)

×

③:賃上げ支援事業の支給上限額(自動計算)

㊩ 145,000円

1店舗以上5店舗以下→145,000円
6店舗以上19店舗以下→105,000円
20店舗以上→70,000円

交付決定額(自動計算)

126,000円

③-②:減額分(千円未満切り捨て)

㊪ 19,000円

㊩-㊨

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			賃金改善の総額	
賃金改善(全体)の内容	①対象人数※1 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額※2	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給 付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ				<事例2> 令和7年4月から賃金改善を実施 ○対象職員 薬剤師5名+事務員5名=10名 ○賃金改善の内容 <薬剤師> ・令和7年3月の給与:250,000円/月 ・令和7年4月以降の給与:255,000円/月(+5,000円/月) <事務員> ・令和7年3月の給与:200,000円/月 ・令和7年4月以降の給与:208,200円/月(+8,200円/月) → 下部のシート(2.0%超部分に充てる場合の算定シート)を用いて金額を算定します。	0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き 上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事 業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算 出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
※1「①対象人数」:当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。 ○常勤の職員の常勤換算数は、1としてください。 ○常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の 所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。)としてください。 ○「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」で算出することも可能です。 (例) (4月の対象職員10名+5月の対象職員10名)÷2ヶ月=10名 ※2「②月額または月額換算額」 「③月数の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」で算出することも可能です。 (例) 100,000円÷(4月の対象職員10名+5月の対象職員10名)=5,000円					126,000円

下部のシート(2.0%超部分に充てる場合の算定シート)を用いて金額を算定します。

事例2

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。

政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と薬局全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

40歳未満の勤務薬剤師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準（直接入力）（比較対象は給 付金による賃金改善前の水準）	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き 上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事 業主負担のみ）等の増加分に用いた金額（算 出が難しいは上記に含めてください。）						0円
一時金または特別手当						0円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準（直接入力）（比較対象は給 付金による賃金改善前の水準）	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き 上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事 業主負担のみ）等の増加分に用いた金額（算 出が難しいは上記に含めてください。）						0円
一時金または特別手当						0円

事例2

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注) 以下算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額
(対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)

賃金改善の内容 (※3)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準 (月額) ※4	II 対象期間 (R7.12~R8.5) の賃金改善額 (月額) ※5	III 対象期間の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額 (IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間 (最大: 令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数 (常勤換算数)	賃金改善の総額
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	225,000円	6,600円	2.9%	2,100円	2,100円	6ヶ月	10人	126,000円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分								0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業主負担分を含む。) 等の増加分に用いた金額 (算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

- 対象職員
薬剤師5名 + 事務員5名 = 10名
- 賃金改善の内容
< 薬剤師 >
・令和7年3月の給与: 250,000円/月
・令和7年4月以降の給与: 255,000円/月 (+5,000円/月)
< 事務員 >
・令和7年3月の給与: 200,000円/月
・令和7年4月以降の給与: 208,200円/月 (+8,200円/月)
- 「I 令和7年3月31日時点の賃金水準 (月額)」の算出方法
(薬剤師250,000円 × 5名 + 事務員200,000円 × 5名) ÷ 10名 = 225,000円
- 「II 令和7年度中の賃金改善額 (月額)」の算出方法
(薬剤師5,000円 × 5名 + 事務員8,200円 × 5名) ÷ 10名 = 6,600円

※3 計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は薬局ごとに判断して計算いただくをお願いします。
例1: 対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。
例2: 上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。
例3: 対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

※4 「I 令和7年3月31日時点の賃金水準 (月額)」
「対象職員の賃金 (月額) の総額」 ÷ 「対象職員の数」で算出することも可能です。

※5 「II 対象期間の賃金改善額 (月額)」
「対象職員の対象期間 (R7.12からR8.5までの) の賃金改善額の総額」 ÷ 「最大6 (月)」 ÷ 「対象職員の数」で算出することも可能です。